

議案第 40 号

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

瑞穂町郷土資料館の施設及び附属設備の利用時間を変更するため、  
条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例  
第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「第 5 条の規定にかかわらず、施設等」を「施設  
等」に、「午後 9 時 30 分まで」を「午後 5 時まで」に改め、同項に  
次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承  
認を得て、これを変更することができる。

別表第 1 中「

夜間 5 時 3 0 分 ~ 9 時 3 0 分	全日 午前 9 時 ~ 午後 9 時 3 0 分
1, 0 0 0	2, 7 0 0
1, 7 0 0	4, 5 0 0
5 0 0	1, 2 0 0
5 0 0	1, 2 0 0
1, 0 0 0	3, 0 0 0

」

を「

全日 午前 9 時 ~ 午後 5 時
1, 7 0 0
2, 8 0 0
7 0 0
7 0 0
2, 0 0 0

」に改め、同表中備考 2 を削り、備

考 3 を備考 2 とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和 5 年 1 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新		旧																																																																
<p>第1条から第6条 略 (施設等の利用)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>施設等は、午前9時から午後5時までの間において利用することができる。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>第8条から第22条 略</p> <p>別表第1(第4条、第12条関係) 利用料金</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前9時～12時</th> <th>午後1時～5時</th> <th>全日午前9時～午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>800</td> <td>900</td> <td><u>1,700</u></td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td><u>2,800</u></td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>300</td> <td>400</td> <td><u>700</u></td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>300</td> <td>400</td> <td><u>700</u></td> </tr> <tr> <td>展示ギャラリー</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td><u>2,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	午前9時～12時	午後1時～5時	全日午前9時～午後5時	施設名				多目的室	800	900	<u>1,700</u>	体験学習室	1,300	1,500	<u>2,800</u>	会議室1	300	400	<u>700</u>	会議室2	300	400	<u>700</u>	展示ギャラリー	1,000	1,000	<u>2,000</u>	<p>第1条から第6条 略 (施設等の利用)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>第5条の規定にかかわらず、施設等は、午前9時から午後9時30分までの間において利用することができる。</u> _____</p> <p>第8条から第22条 略</p> <p>別表第1(第4条、第12条関係) 利用料金</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前9時～12時</th> <th>午後1時～5時</th> <th>夜間5時30分～9時30分</th> <th>全日午前9時～午後9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>800</td> <td>900</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>2,700</u></td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td><u>1,700</u></td> <td><u>4,500</u></td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>300</td> <td>400</td> <td><u>500</u></td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>300</td> <td>400</td> <td><u>500</u></td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td>展示ギャラリー</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>3,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	午前9時～12時	午後1時～5時	夜間5時30分～9時30分	全日午前9時～午後9時30分	施設名					多目的室	800	900	<u>1,000</u>	<u>2,700</u>	体験学習室	1,300	1,500	<u>1,700</u>	<u>4,500</u>	会議室1	300	400	<u>500</u>	<u>1,200</u>	会議室2	300	400	<u>500</u>	<u>1,200</u>	展示ギャラリー	1,000	1,000	<u>1,000</u>	<u>3,000</u>
利用区分	午前9時～12時	午後1時～5時	全日午前9時～午後5時																																																															
施設名																																																																		
多目的室	800	900	<u>1,700</u>																																																															
体験学習室	1,300	1,500	<u>2,800</u>																																																															
会議室1	300	400	<u>700</u>																																																															
会議室2	300	400	<u>700</u>																																																															
展示ギャラリー	1,000	1,000	<u>2,000</u>																																																															
利用区分	午前9時～12時	午後1時～5時	夜間5時30分～9時30分	全日午前9時～午後9時30分																																																														
施設名																																																																		
多目的室	800	900	<u>1,000</u>	<u>2,700</u>																																																														
体験学習室	1,300	1,500	<u>1,700</u>	<u>4,500</u>																																																														
会議室1	300	400	<u>500</u>	<u>1,200</u>																																																														
会議室2	300	400	<u>500</u>	<u>1,200</u>																																																														
展示ギャラリー	1,000	1,000	<u>1,000</u>	<u>3,000</u>																																																														
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>		<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>午前及び午後、午後及び夜間を引き続き利用するときは、各利用区分の間の時間における利用料金は、徴収しない。</u></p> <p>3 略</p>																																																																

別表第2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和5年1月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表第2 略